

議第 60 号

令和 8 年度胎内市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度胎内市の公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
包括的維持管理業務委託料	令和 9 年度	125,000
	令和 10 年度	125,000
	令和 11 年度	125,000
	令和 12 年度	125,000
	計	500,000

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦